

令和8年度商業振興事業実施状況（市町）

実施市町	事業名	事業内容		
		事業概要	補助対象	補助率 （補助限度額）
松山市	チャレンジショップ支援事業	銀天街にチャレンジショップを設置し、創業者等へ出店機会を提供することで、中央商店街などへの出店を後押しする。	公募型プロポーザルにて委託事業者を選定	—
松山市	空洞化対策事業補助金	松山市内の商店街の空き店舗において、商店街等が実施する商店街の空き店舗を教育文化事業・保健医療事業・社会福祉事業その他の住民等の共同の福祉又は利便のための事業を行う施設として活用する事業に補助金を最大3年度の間交付する。	①市内の商店街振興組合 ②商業サービス協同組合及び商業 ③サービス業その他の事業を営むもので構成する団体	補助率：対象経費の2分の1以内 補助上限額：改装工事費150万円、運営管理費200万円
松山市	松山市商店街共同施設設置等補助金	商店街等が「環境整備」のための共同施設の設置等を行う事業に対して補助を交付する。街路灯、カラー舗装、アーケード、防犯カメラ、照明、看板等が対象。	商業、サービス業その他の事業を営む者で構成する団体	補助率：対象経費の3分の1
松山市	商店街活性化支援事業補助金	中心市街地区域内の商店街等において、商店街等が活性化を図るために実施する情報発信事業、イベント開催事業、調査研究事業、コミュニティビジネス事業その他商店街の活性化を図るための事業を支援する。	①中心市街地内の商店街振興組合 ②事業協同組合 ③サービス業その他の事業を営むもので構成する団体 ④商工会議所 ⑤商店街出資のまちづくり会社 ⑥その他中心市街地内の商店街等の活性化に寄与する事業を行う中心市街地内の団体で市長が適当と認めるもの	補助率：対象経費の2分の1 補助上限額：200万円
松山市	商店街空き店舗出店促進事業	長期化したコロナ禍や物価高騰の影響等により増加した商店街の空き店舗率の改善を目的に、商店街の空き店舗を賃借し、小売業や飲食業、サービス業等の営業を新たに開始する事業者に対して奨励金を給付する。	以下を満たす事業者 ①松山市内の商店街等の空き店舗を賃借していること。 ②令和8年4月1日以降に、上記空き店舗を使用し、小売業や飲食業、サービス業等の営業を新たに開始していること。	給付率：対象経費の2分の1 給付上限額：最大220万円
松山市	商店街空き店舗利子補給事業	商店街に立地する空き店舗への出店に際して金融機関からの融資を受ける際に利子を補給することで、商店街への出店を促し、商店街の賑わいを創出する。	以下を満たす事業者 ①中央商店街の空き店舗に出店し、松山市出店奨励金を申請していること。 ②金融機関から出店に係る資金の融資を受けていること。	上限額：年間5万円 ※最大2年間
宇和島市	宇和島市商店街集客拡大支援事業	中心市街地の商業振興及び活性化を図るため、買い物客に配布する駐車券の購入に要する経費に対し、市が補助する。	宇和島商店街駐車場組合	1/2
宇和島市	令和8年度宇和島市地域商業活性化事業	商店街団体等が商業活性化を図ることを目的として自主的に行う取組等に要する経費に対し補助金を交付する。	① 商店街振興組合、事業協同組合 ② 商工会議所、商工会 ③ 商店街に店舗を有する事業者で構成する任意の団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適切に行うことができる者	1/2
宇和島市	宇和島市中小企業者等応援事業	中小企業者等（中小企業者、組合等、創業者）が事業の強化を図るために行う取組に要する経費に対し市が補助する。	市内の中小企業者、組合等及び起業家	各補助メニューにより異なる。 ・人材育成事業、BCP・事業承継支援事業 2分の1（20万円） ・デザイン企画製作事業 2分の1（25万円） ・外国人材確保事業 受入れ1人につき10万円（30万円上限） ・産業財産権取得事業、大学新卒者人材確保事業、プロフェッショナル人材確保事業、新規創業事業、販路開拓事業、販売力強化事業、省力化推進事業 2分の1（50万円）
宇和島市	宇和島市商店街出店者支援事業	商店街の活性化を目的として、商店街に出店し、商店街団体に加入する者を対象に、出店に係る経費の一部に対し補助金を交付する。	① 市内の商店街で店舗等を賃借、又は、購入・建築し、そこで営業を開始する者 ・「賃借」とは、契約期間が1年以上の賃貸借契約等に限る。 ・申請年度内に営業を開始（店舗や事務所をオープン）すること。 （※社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、学校法人、宗教法人、その他組合等は含みません。） ② 実績報告時点で、以下のいずれかの商店街団体に加入する者 ・商店街振興組合法に規定する商店街振興組合 ・中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された商店街にかかる事業協同組合 ・商店街に店舗を有する事業者で構成する任意の団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適切に行うことができる団体	1/2 30万円（うち、家賃上限20万円、広告宣伝費上限10万円）

令和８年度商業振興事業実施状況（市町）

実施市町	事業名	事業内容		
		事業概要	補助対象	補助率 （補助限度額）
八幡浜市	八幡浜市創業等支援事業補助金	新規創業や事業拡大など意欲的に取り組む市内事業者に対して、創業等に要する経費の一部を助成することにより、市内での新規創業や事業拡大を促進し、市の産業の活性化を図る。また、火災・自然災害等で被災した事業者の事業所復旧等を支援する。	創業・第二創業・事業規模拡大： 市内に事業所等を設け、申請する年度内に市内で新規創業、第二創業、事業規模拡大のいずれかを行う個人又は法人 事業再建： 市内に事業者等を設け、市が発行する罹災証明書など被災の事実を証明する書類の交付を受けた法人又は個人	創業・第二創業・事業規模拡大： 補助対象経費（税抜）の1/2以内 限度額：新規創業100万円、第二創業50万円、事業規模拡大30万円 事業再建： 補助対象経費（税抜）の1/2 限度額：100万円
八幡浜市	八幡浜市販路開拓支援事業補助金	八幡浜市内で製造、加工、開発された製品等を国内外のバイヤーに周知するための展示会、商談会等へ出展を行う市内の事業所に対して、事業の実施に直接必要な経費を補助する。	市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者及び個人事業者、市内においてGAP認証を取得した園地を有する柑橘等を生産する者及び団体、商工会議所等	補助対象経費の1/2以内 限度額：100千円
八幡浜市	新商品開発等支援事業補助金	市内の地域資源及び観光資源を活用した商品の企画及び開発等を行う中小企業者等に対しその費用を一部補助することにより、事業者の新規商品開発の取組を促進する。	市内に事務所又は住所を有する中小企業者・団体等	補助対象経費の1/2以内 限度額：500千円
新居浜市	新居浜市空き店舗活用支援事業	中小企業者及び商店街振興組合等の団体が市長が別に定める区域（中心商店街等を含む商業地域）で空き店舗を改装し、営業を開始したとき事業費の一部を補助	市内中小企業者及び商店街振興組合等の団体	30万円を越えた事業費の1/5以内を50万円を限度に補助
西条市	商店街空き店舗活用事業（西条市地域産業競争力強化事業）	中小企業者等が商店街の空き店舗を活用して実施する事業に対し、地域商業の振興及び活性化等の見地から出店に要する経費の一部を補助することで、商店街活性化の促進を図る。	商業地域等の活性化を目指す事業を実施する中小企業、商店街振興組合等	1事業あたり上限30万円、補助率2分の1
西条市	商店街活性化支援事業費補助金	商店街振興組合や商店街の活性化を目的とする団体が実施する商店街活性化支援事業に対し、その経費の一部を補助することで、商店街の活性化及び振興を図る。	商店街振興組合・商店街の活性化を目的とし、当該商店街内部の者1人以上を含む団体	1事業あたり上限45万円、補助率2分の1
大洲市	大洲市中小企業者・小規模事業者応援事業補助金	市内で事業を営む中小事業者等の事業活動の維持及び持続的な発展を図るため、大洲市中小企業者・小規模事業者振興基本条例第5条第1項の規定に基づき、市が実施する振興施策及び事業活動の支援に要する経費について、予算の範囲で中小企業者・小規模事業者応援事業補助金を交付するもの。	大洲市内に主たる事業所又は店舗を有する中小事業者大洲市内で創業、事業承継をお考えの方 ※中小企業者とは、中小企業基本法第2条第1項に規定する個人又は会社 ※小規模事業者とは、商工会および商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条に規定する個人又は会社 ※メニューによっては、「大洲市内に事業所又は店舗を有する中小事業者」でも申請可能	1/2
大洲市	大洲市商店街街路灯撤去事業補助金	商店街内に設置してある街路灯について、老朽化などにより維持管理が困難となっている街路灯の撤去費用に係る費用の一部を助成するもの。	商店街団体	1/2
伊予市	伊予市商工振興事業補助金	伊予商工会議所又は伊予市商業協同組合が行う、伊予市商工振興事業に要する経費に対し、市が予算の範囲内において伊予市商工振興事業費補助金を交付することにより、会議所等の組織及び運営基盤を強化充実し、積極的な事業活動を行うことにより商業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会福祉の増進に資することを目的とする。	伊予商工会議所又は伊予市商業協同組合	
伊予市	伊予市新規創業等経営安定化支援事業費補助金、商工会等地域活性化支援事業費補助金	伊予商工会議所が行う、新規創業等経営安定化支援事業に要する経費に対し、市が予算の範囲内において伊予市新規創業等経営安定化支援事業費補助金を交付することにより、町家の中心市街地の核としての魅力向上と、地元中小企業の経営安定に寄与することを目的とする。	伊予商工会議所	
伊予市	伊予市双海中山商工会等活動経費補助金	双海中山商工会等の円滑な活動の実施及び育成に資するため、活動に要する経費に対し、市が予算の範囲内において伊予市双海中山商工会等活動経費補助金を交付する	双海中山商工会	
伊予市	伊予市中小企業振興資金利子補給	伊予市中小企業振興資金を完済した事業者に対し、保証料相当額を給付する	市内中小企業者	
四国中央市	四国中央市商工業振興事業	商工業の振興に寄与する事業及び商工業団体の育成を図る。	・伊予三島商店街連合会 ・上分商振会 ・駅通り交友会 ・川之江栄町商店街振興組合 ・ラスタ栄町商店街	補助対象経費の2分の1以内

令和8年度商業振興事業実施状況（市町）

実施市町	事業名	事業内容		
		事業概要	補助対象	補助率 （補助限度額）
西予市	地域内発型産業創出事業	市内で法人を設立し、対象分野で新たに事業を開始する個人・グループに対して、初期経費の一部を補助します。	①地域農林水産資源又は自然資源を活用若しくは活用した製造業 ②西予市産農林水産物又はその加工品販売を目的とした小売業 ③衣類・その他の繊維製品製造業 ④市民生活関連分野のサービス業で地域課題解決に貢献すると認められる次に掲げる事業 ア 個人向け・家庭向け イ 社会向け教育サービス業 ウ 企業・団体向けサービス業 エ 住宅関連サービス オ 子育てサービス業 カ 高齢者ケアサービス業 キ その他市長が特に認める事業	事業開始後6ヶ月以内に支出が完了する初期経費の2分の1以内を補助（補助限度額100万円）※予算到達次第終了
西予市	西予市中小企業振興資金利子補給	市内中小企業者の経営の安定と振興を図ることを目的とする。	市内中小企業者	融資資金に対し年0.5%で計算した額の範囲内（限度額：500万円）
西予市	新規出店者店舗改修補助金	空き店舗等を利用して、店舗として新規出店しようとする者に対して、建物の改修に要する費用の一部を補助することにより、空き店舗等の解消を図るとともに、市内商業の活性化を推進する。	市内に本社・本店を有する法人又は市内に住所及び店舗を有する個人事業主であること 新規出店しようとする業種が、別表第1に定める業種であること 市税を滞納していないこと	野村地区都市再生整備計画区域・2/3（上限150万円） 市内全域・1/2（上限100万円）
東温市	東温市中小零細企業まるごと応援補助金	東温市内であらたな挑戦や取組を実施しようとして検討している中小零細企業をまるごと支援するため補助金を交付するもの。	次の（1）～（2）の全てに該当する者 （1）市内に所在地のある法人又は住所及び事業所のある個人事業主（ただし、創業・企業については、年度内に個人事業の開業届または法人登記を行う場合は免除する。） （2）市税を完納していること	補助率：上限額 補助対象経費のうち消費税及び地方消費税、インターネットサイトからの購入等による取得ポイントを除く費用の1/2以内かつ上限10万円から30万円（事業内容によって上限額が異なる） 補助対象経費：工事費や備品購入等、事業内容によって補助対象経費が異なる。 参考：東温市中小零細企業まるごと応援補助金 (https://www.city.toon.ehime.jp/soshiki/13/28075.html)
砥部町	砥部町商工業振興事業交付金	砥部町商工会が行う小規模事業者に対する経営改善普及事業等の商工業振興事業に要する経費に対し補助金を交付する。	砥部町商工会	—
内子町	内子町はじめる・つなぐ商工活性化支援事業	町内における創業・起業の促進や商工業の維持・強化、空き店舗等の解消を図り、町内商工業の活性化につなげるため、町内で創業・起業、事業拡大または事業承継を行う事業者に対して、それらの実施に要する経費の一部を予算の範囲内で補助する。	次の1～4のすべてに該当する者 1. 次の（ア）～（ウ）のうちいずれかに該当すること。 （ア）個人事業主として町内に主たる事業所を置く個人（置くことを予定している個人） （イ）町内に本店または主たる事業所を置く法人を設立することを予定している個人 （ウ）町内に本店または主たる事業所を置く法人 2. 町内で商工業を営んでいることまたは町内で創業・起業を予定していること。 （日本標準産業分類の大分類A農業、林業または大分類B漁業に属する事業を始める場合は対象外） 3. 営利目的の事業を営んでいることまたは営利目的の事業を始めようとしていること。 4. 市町村税に滞納がないこと。	1. 創業・起業支援事業 ・補助率：2分の1 ・補助額：10万円以上50万円以内 ※町内の空き店舗等を活用する場合は、上限100万円 2. 事業拡大支援事業 ・補助率：2分の1 ・補助額：10万円以上50万円以内 ※町内の空き店舗等を活用する場合は、上限100万円 ※「3. 事業承継支援事業」と併用できます。 併用する場合の補助上限額は、合計100万円です。 3. 事業承継支援事業 ・補助率：3分の2 ・補助額：10万円以上50万円以内 ※「2. 事業拡大支援事業」と併用できます。 併用する場合の補助上限額は、合計100万円です。
鬼北町	鬼北町起業チャレンジ支援事業	町内での起業チャレンジを支援することにより、地域の新たな需要を掘り起こし、地域における雇用の創出を促すことで、地域経済の活性化及び定住の促進を図ることを目的とし、起業チャレンジ支援事業補助金を交付するもの。 （定義）	町内で新規創業又は第二創業を予定し、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。ただし、町長が特に認める場合は、この限りでない。 （1） 町内に住所（法人の場合は所在地）及び主たる店舗又は主たる事務所を有する者、又は予定する者 （2） 5年以上継続して営業する意思を有する者 （3） 町税等の滞納がない者	店舗等新築工事費＝3分の2以内（上限100万円） 設備購入費、開業手続経費＝3分の2以内（上限50万円）

令和8年度商業振興事業実施状況（市町）

実施市町	事業名	事業内容		
		事業概要	補助対象	補助率 (補助限度額)
愛南町	商工業者創業・事業承継支援事業補助金	町内での創業および事業承継を促進することにより地域産業を活性化させるため、町内で新たに創業し、または事業を継承しようとする事業者に対し補助金を交付して支援します。	町内で新たに創業する方または事業を継承しようとする事業者	補助率： 3分の2以内 補助上限：50万円
愛南町	起業化支援助成事業 (起業化支援助成金)	町内での新たな事業の立ち上げに要する経費の一部を助成し、地域産業の活性化と雇用創出を図ります。	町内で新たに事業を起こす個人・法人	補助率：2分の1以内 補助上限：100万円
愛南町	生産性革命支援事業	国の生産性革命推進事業に係る各種補助金に対して、さらに町が上乗せして補助金を交付し、中小企業者等の生産性の向上を支援します。	国の補助金交付決定を受けている町内の中小企業者等	補助率：6分の1以内 補助上限：30万円（国の補助金に対する上乗せ）
愛南町	経営サポート事業	パッケージデザイン、ホームページの開設・改修およびキャッシュレス決済の導入に係る経費について町が補助金を交付し、事業者の経営基盤強化を支援します。	町内に事業所を有する中小企業者等	補助率：2分の1以内 補助上限：20万円（ロゴマーク等活用支援事業補助金併用）
愛南町	経営改善事業	業務改善または経営改革に資するものと愛南町商工会の経営指導員が認める取組に係る経費を助成します。	町内に事業所を有する中小企業者等	補助率：3分の2以内 補助上限：30万円（目安・事業区分総枠による）